

高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産ロゴマーク使用基準

世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会

世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会（以下「協議会」という。）において作成した高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用基準を定める。

（ロゴマークの目的）

第1条 ロゴマークは、高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産のシンボルとして制作物、媒体等に広く使用することにより、その認知度を高めるとともに、世界農業遺産に認定された「高千穂郷・椎葉山地域」の山間地農林業複合システムを未来へ伝承することを目的とする。

（使用の申請）

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産ロゴマーク使用申請書（様式第1号）に使用デザイン案及び事業内容がわかる資料を添えて、協議会事務局または協議会を構成する地方公共団体の担当窓口（以下「事務局等」という）に原本またはPDFデータを提出するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）協議会を構成する団体が販売目的以外で使用する場合
- （2）国又は地方公共団体等において、世界農業遺産の普及啓発等を目的に使用する場合
- （3）新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する場合

（承認基準）

第3条 協議会は、前条の使用の申請が次のいずれかに該当すると認める場合を除き、シンボルマークの使用を承認するものとする。

- （1）高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産のイメージ及び価値を害するおそれがある場合
- （2）特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- （3）法令や公序良俗に反するものと認められる場合
- （4）申請者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合
- （5）ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- （6）前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定するロゴマークの目的に反している場合

（使用期限）

第4条 ロゴマークの使用許可期間は、申請により承認された使用内容が終了するまでとする。但し、使用が継続的な場合は、協議会事務局からの使用の終了または使用者から使用を取りやめる旨の連絡がない限り、各年度の4月1日から翌年度の3月末ま

で承認期間として、毎年度ごとに自動的に更新する。

(使用の範囲)

第5条 ロゴマークの使用は次の範囲とし、使用にあたっては高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産の価値を高めるよう努めるものとする。

- (1) 高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産の農林業や農業上の土地利用、生物資源（農林水産物を除く。）、自然景観、伝統的な技術、文化、祭礼及び儀礼などに関するもの並びにそれらの維持・保全・普及に資する取組に関する標識、看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、横断幕、のぼり旗、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺その他の媒体
- (2) 第1条の目的に沿って活用すると認められる者の名刺、ポスター、ホームページ、社内報、広報誌、封筒、はっぴ、ステッカーその他の媒体
- (3) 前2号に定めるもののほか、第1条の目的に沿って高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産の普及促進に資するものと認められる農林水産物及び加工品等の商品

(使用の承認)

第6条 第4条の規定に基づく申請があった場合、協議会は、第5条の承認基準に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、承認する場合には、申請者に高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を交付する。

(デザイン)

第7条 ロゴマークのデザインは、高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産ロゴマニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づくものとする。

(メッセージの付記等)

第8条 使用者は、第1条に規定するロゴマークの目的に沿ったメッセージを付記するよう努めるものとする。なお、協議会は使用の承認にあたり、メッセージの付記等の使用条件を付することができるものとする。

- 例「私たちは高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産を応援しています」
「高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産の普及啓発を目的としたロゴマークです」
「このロゴマークは商品の品質を保証するものではありません」

(商標登録等)

第9条 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標、模様等について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(成果物の提出)

第10条 使用者は、ロゴマークを使用した際は、成果物がわかる資料（印刷物、写真等）1部を速やかに事務局等に提出するものとする。

(改善の指示)

第11条 協議会は、使用者が使用基準、使用条件及びマニュアルを遵守せずにロゴマークを使用していると認める場合は、承認後であっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取消し)

第12条 協議会は、使用者が前条の改善指示に従わない場合には、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

(利用の非独占・非推奨等)

第13条 この基準による使用承認は、使用者が独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は利用者について協議会による推奨又は品質保証を行うものではない。

(問題への対処)

第14条 シンボルマークの使用に起因する問題が起こった場合は、協議会及び協議会を構成する地方公共団体は一切の責任を負わない。また、使用者は、問題が発生した際には、速やかに事務局等に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(使用者の責務)

第15条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(その他)

第16条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、協議会と使用者が協議する。

附 則

この使用基準は、平成28年12月 1日から適用する。

この使用基準は、令和4年4月1日から適用する。